授業料支援補助金交付要綱　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新（令和２年度） | 旧（令和元年度） |
| 大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱  第１条～第４条　（略）  （補助限度額）  第５条　教育長は、毎年度、保護者等の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）第１条第２項第１号に掲げる額から同項第２号に掲げる額を控除した額に応じて、生徒一人あたりの補助額（政令第３条第５号に掲げる支給対象高等学校等の区分の推進校の生徒にあっては、一単位あたりの補助額。以下「補助限度額」という。）を別に定める。  第６条　（略）  （授業料支援に関する申請）  第７条　（略）  ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。ただし、教育長が特別の理由があると認める場合は、省略することができるものとする。  (1) 保護者等の政令第１条第２項第１号に掲げる額から同項第２号に掲げる額を控除した額を確認できる書類  (2) その他、教育長が必要と認める書類  第８条～第19条　（略）  附　　則  （施行期日）  １　この要綱は、平成28年４月14日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。  （経過措置）  ２　平成22年３月31日以前に既に私立高等学校等（ただし、通信制の課程を除く。）に在学している者で、基準日において、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の法（以下「旧法」という。）第４条第２項第２号の規定に該当することにより就学支援金の支給を受けていない者については、その者が当該私立高等学校等を卒業する年度（ただし、その者が満20歳に達した日の属する年度を限度とする。）まで、第２条第４項に規定する生徒とみなす。  ３　平成22年３月31日以前に既に私立高等学校等（ただし、通信制の課程を除く。）に在学している者で、基準日において、その者の保護者等が、会社都合等により日本国内に住所を有しない場合には、第２条第３項に規定する「法第３条第２項第３号に規定する保護者等のうち、大阪府内に住所を有する者」とあるのは、「旧法第６条第２項に規定する保護者等」と読み替える。  ４　前項の者に係る第７条第２項第１号に掲げる「保護者等の政令第１条第２項第１号に掲げる額から同項第２号に掲げる額を控除した額を確認できる書類」とあるのは、「保護者等の総収入額を確認できる書類」と読み替える。  （在学期間が通算して36月を超える生徒の特例）  ５　高等学校等における在学期間が通算して36月を超えることにより、基準日に在学しているにもかかわらず、就学支援金の支給を受けていない生徒については、第２条第４項の規定にかかわらず、就学支援金の支給を受ける生徒とみなし、当該年度における就学支援金の支給期間については、補助金を交付することができる。  （削除）  附　　則  （施行期日）  １　この要綱は、平成28年６月１日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。  附　　則  （施行期日）  １　この要綱は、平成30年10月９日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。  但し、平成30年度４月から６月の授業料支援補助金の支給を受けようとする場合は、なお従前の例による。  附　　則  （施行期日）  １　この要綱は、令和元年７月19日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。  附　　則  （施行期日）  １　この要綱は、令和　年　月　日から施行し、令和２年度の補助事業から適用する。  （経過措置）  ２　旧法を適用し補助金の支給を受けようとする場合及び令和２年６月以前の補助金の支給を受けようとする場合は、第５条に規定する「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）第１条第２項第１号に掲げる額から同項第２号に掲げる額を控除した額」とあるのは、「道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額」と読み替え、第７条第２項第１号に規定する「政令第１条第２項第１号に掲げる額から同項第２号に掲げる額を控除した額」とあるのは、「道府県民税所得割額と市府民税所得割額の合算額」と読み替える。                      （削除）                                            （削除）                              (削除) | 大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱  第１条～第４条　（略）  （補助限度額）  第５条　教育長は、毎年度、保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額に応じて、生徒一人あたりの補助額（通信制課程の生徒にあっては、一単位あたりの補助額。以下「補助限度額」という。）を定める。  第６条　（略）  （授業料支援に関する申請）  第７条　（略）  ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。ただし、教育長が特別の理由があると認める場合は、省略することができるものとする。  (1) 保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額を確認できる書類  (2) その他、教育長が必要と認める書類  第８条～第19条　（略）  附　　則  （新規）  （経過措置）  １　平成22年３月31日以前に既に私立高等学校等（ただし、通信制の課程を除く。）に在学している者で、基準日において、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の法（以下「旧法」という。）第４条第２項第２号の規定に該当することにより就学支援金の支給を受けていない者については、その者が当該私立高等学校等を卒業する年度（ただし、その者が満20歳に達した日の属する年度を限度とする。）まで、第２条第４項に規定する生徒とみなす。  ２　平成22年３月31日以前に既に私立高等学校等（ただし、通信制の課程を除く。）に在学している者で、基準日において、その者の保護者等が、会社都合等により日本国内に住所を有しない場合には、第２条第３項に規定する「法第３条第２項第３号に規定する保護者等のうち、大阪府内に住所を有する者」とあるのは、「旧法第６条第２項に規定する保護者等」と読み替える。  ３　前項の者に係る第７条第２項第１号に掲げる「保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額を確認できる書類」とあるのは、「保護者等の総収入額を確認できる書類」と読み替える。  （在学期間が通算して36月を超える生徒の特例）  ４　高等学校等における在学期間が通算して36月を超えることにより、基準日に在学しているにもかかわらず、就学支援金の支給を受けていない生徒については、第２条第４項の規定にかかわらず、就学支援金の支給を受ける生徒とみなし、当該年度における就学支援金の支給期間については、補助金を交付することができる。  （施行期日）  ５　この要綱は、平成28年４月14日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。  附　　則  （施行期日）  １　この要綱は、平成28年６月１日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。  附　　則  （施行期日）  １　この要綱は、平成30年10月９日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。  但し、平成30年度４月から６月の授業料支援補助金の支給を受けようとする場合は、なお従前の例による。  附　　則  （施行期日）  １　この要綱は、令和元年７月19日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。  （新規）                                                  （新規）  （新規）  （新規）  （新規）  （新規）  （新規）                                          （新規）  （新規）  （新規）  （新規）  （新規）  （新規）                                              （新規）  （新規）  （新規）  （新規）  （新規）    （新規） |